



## 【対象者】

日吉津村に居住する乳児で、次に掲げる症状を有する方が対象となります。

※指定養育医療機関で入院治療している乳児に限ります。

ア 出生体重が2,000g以下の未熟児

イ 次に掲げるいずれかの症状を示す

(ア)一般状態

- a 運動不安、けいれんがある
- b 運動が異常に少ない

(イ)体温が摂氏34度以下

(ウ)呼吸器、循環器系

- a 強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す
- b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下
- c 出血傾向が強い

(エ)消化器系

- a 生後24時間以上排便がない
- b 生後48時間以上嘔吐持続している
- c 出血吐物、血性便がある

(オ)黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

## 【給付の内容】

診察・医学的処置・治療等の支給がうけられます。（入院治療のみが対象です。）

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外のものについては除外されます。

## 【申請方法】

出生後2ヶ月以内に、必要書類等を添えて、福祉保健課の窓口へ申請してください。

必要書類	備考
養育医療給付申請書	申請者が記入します。
養育医療意見書	医療機関が記入します。
世帯調書	申請者が記入します。
※世帯調書の添付書類 ・ 所得税等を確認する書類 ・ 同意書	<p>&lt;所得税等を確認する書類&gt;</p> <p>次のいずれかの書類をご用意ください。（世帯員全員分）</p> <p>①源泉徴収票②確定申告書の控え③所得課税証明書</p> <p>ただし、村で課税状況等を確認できる場合は、①～③を同意書に代えることができます。</p>
健康保険証の写し	お子様の保険証がまだ支給されていない場合は、扶養義務者（本人が加入する予定）の保険証をお持ちください。
印鑑	

## 【一部負担金について】

養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険から給付される分（約 8 割相当）を除く、健康保険自己負担の範囲内で、徴収基準月額をもとに一部負担金を算定します。

徴収基準月額は、養育医療券を交付する際に、世帯の所得税額等に応じた決定額を記載してお送りします。（※下表参照）

一部自己負担金は、入院された月ごとに、1 ヶ月間（1 日から月末まで）入院された場合は、徴収基準月額の全額を、月の途中で入退院された場合は、日割り計算した金額を負担していただきます。

### 徴収基準月額表

階層	世帯区分		徴収月額	加算月額
A	生活保護法による被保護世帯（単体世帯を含む） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する支援 給付受給世帯		0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯		2,600 円	260 円
C	市町村民税 課税世帯	(1)市町村民税均等割額のみ	5,400 円	540 円
		(2)市町村民税所得割額がある	7,900 円	790 円
D	所得税課税 世帯	(1)所得税額 15,000 円以下のとき	10,800 円	1,080 円
		(2)所得税額 15,001 円以上 40,000 円以下	16,200 円	1,620 円
		(3)所得税額 40,001 円以上 70,000 円以下	22,400 円	2,240 円
		(4)所得税額 70,001 円以上 183,000 円以下	34,800 円	3,480 円
		(5)所得税額 183,001 円以上 403,000 円以下	49,400 円	4,940 円
		(6)所得税額 403,001 円以上 703,000 円以下	65,000 円	6,500 円
		(7)所得税額 703,001 円以上 1,078,000 円以下	82,400 円	8,240 円
		(8)所得税額 1,078,001 円以上 1,632,000 円以下	102,000 円	10,200 円
		(9)所得税額 1,632,001 円以上 2,303,000 円以下	123,400 円	12,340 円
		(10)所得税額 2,303,001 円以上 3,117,000 円以下	147,000 円	14,700 円
		(11)所得税額 3,117,001 円以上 4,173,000 円以下	172,500 円	17,250 円
		(12)所得税額 4,173,001 円以上 5,334,000 円以下	199,900 円	19,990 円
		(13)所得税額 5,334,001 円以上 6,674,000 円以下	229,400 円	22,940 円
		(14)所得税額 6,674,001 円以上	全額	26,300 円 ～左の 10%
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の者が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収月額の最も多額な者以外の者については、この表の加算月額により算定するものとする。</li> <li>• 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税関係が判明するまでの期間にあっては、この表中「前年分の所得税の額」とあるのは「前々年分の所得税の額」と、「当該年度分の市町村民税の額」とあるのは「前年度分の市町村民税の額」と読み替えるものとする。</li> </ul>			